

## 9 畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援(公共) 【103,395百万円の内数(一)】

### 対策のポイント

区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を強力に推進します。

### <背景/課題>

- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における畑作物の導入と品質向上
- ・収量増を可能とする、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化を推進する必要があります。
- ・主に区画整備済みの水田地域において、高収益作物の導入を進めるためには、徹底した排水対策や適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による水田の畑地化・汎用化等とともに、営農転換に向けた水利用・土地利用・作付調整をはじめとする地域全体での合意形成を円滑に進めることが重要です。

### 政策目標

基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合  
(約2割(平成27年度)→約3割以上(平成32年度))

### <対象事業>

- ①国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進対策)
- ②農業競争力強化基盤整備事業(高収益作物導入促進基盤整備事業)  
【採択要件】高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加すること 等

### <主な内容>

#### 1. 生産基盤の再整備(ハード対策)

水田の畑地利用に必要なほ場レベルの末端用排水施設等の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

- 排水性向上のための暗渠排水、排水路改修
- 作物やほ場毎の用水需要に応じてのかん水を可能とするパイプライン化
- 用水の自由度を高めるための調整池(ファームポンド)の整備 等

#### 2. 合意形成に向けた支援(ソフト対策)

水田の畑地化・汎用化による営農転換を進めるための取組を支援

- 水利用・土地利用・作付調整支援、営農転換に向けた支援
- 高収益作物導入に向けた促進事業(促進費)

- ( ①の事業 事業実施主体：国、国費率(基本)：2/3等  
②の事業 事業実施主体：都道府県等、補助率：50%等 )

[お問い合わせ先： 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

# 畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援

○ 区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化※を行うため、**ほ場レベルの末端用排水施設の整備**を、効果発現に必要な**基幹水利施設の整備**と**一体的・機動的に推進**

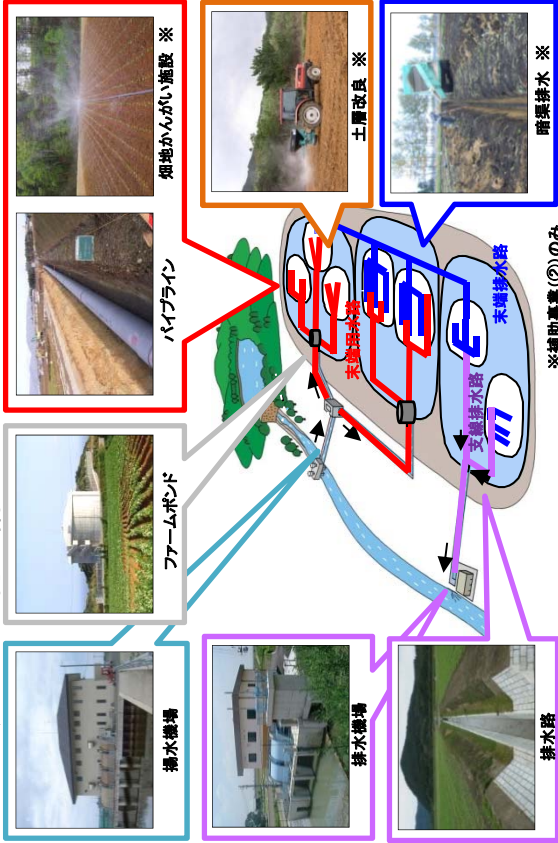
※「畑作物に軸足を置いた汎用化」：地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用のこと

○ 併せて、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のための**ソフト支援**を行うことにより、**地域全体での営農転換を推進**

## 1. 事業内容

### (1) 基盤整備

○ 高収益作物を導入するために必要な水利施設を中心とした生産基盤の再整備



### (2) 合意形成に向けた支援

○ 調査・調整、指導

- ・関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整活動
- ・栽培技術の指導、土壌診断や作付実証、安定生産・生産ロット確保のための調査 等



○ 産地形成促進事業（促進費）（補助事業(②)）

・助成割合

作付面積増加割合	国営事業(①)	補助事業(②)
5ポイント以上	5.20%	6.25%
6ポイント以上	6.24%	7.50%
7ポイント以上	7.28%	8.75%
8ポイント以上	8.32%	10.00%
9ポイント以上	9.36%	11.25%
10ポイント以上	10.40%	12.50%

・事業実施主体

：都道府県、市町村、土地改良区

・左記の表に加え、事業実施前が5%未満の場合には、10%以上に引き上げる

※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金を交付しないこととする。  
（ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、事業完了後5年間は激変緩和措置を講ずる。）

## 2. 実施要件

①国営事業：国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）

(1) 受益面積 500ha以上（高収益作物の導入のための末端用排水施設の整備を含む）

(2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加

②補助事業：高収益作物導入促進基盤整備事業

(1) 受益面積20ha（中山間地域にあっては10ha）以上

(2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加（ただし下限値2ha（中山間地域にあっては1ha））

## 3. 実施主体・補助率

①の事業においては

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：2／3等

②の事業においては

- ・事業実施主体：都道府県等
- ・補助率：50%等